

# 大和郡山市分譲マンションの管理に関する アンケート調査の調査結果について

令和6年3月

大和郡山市 まちづくり戦略課

## 1.アンケート調査の目的

令和2年6月の『マンションの管理の適正化の推進に関する法律』の改正により、地方公共団体がマンション管理適正化推進計画を策定することができるようになりました。本市では、この改正を受け、マンションの計画的な修繕や適切な維持管理など管理の適正化を図ることを目的として、『マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針』に基づき、令和5年6月に『大和郡山市マンション管理適正化推進計画』を策定しました。

マンションの管理の適正化の推進を図るためには、マンションの管理の実態を把握することが重要であるため、同計画の「(2)マンションの管理の状況を把握するために講じる措置に関する事項」において、管理組合に対してアンケート調査の実施することとしていました。

そのため、マンション管理計画認定制度における認定基準等をベースにアンケートの質問を設定し、市内のマンション管理組合を対象として、アンケートを実施しました。

市民のマンションの管理に対する関心やマンションの管理基準を引き上げることを目的として、今回のアンケート調査結果を広く公表するものです。

## 2.アンケート調査の概要

対 象	市内の分譲マンション
実 施 方 法	郵送による配布
調 査 内 容	マンション管理計画認定制度における認定基準等に定められている、16 項目の認定基準をベースに調査内容を策定
調 査 期 間	令和 5 年12月～令和6年2月
配 布 数	45 件
回 収 数	20 件
回 収 率	44.4%(20/45)

#### 4. 各質問別の集計について

- マンション管理計画認定制度に係る設問で、管理計画の認定基準を満たす選択肢には、セルを着色し、赤字で表示しています。
- 設問のほとんどはマンション管理計画認定制度の認定基準に関するものですが、一部の設問は認定基準に直接関係しない設問です。
- 割合は四捨五入で計算しているため、合計値が100%にならない場合があります。

##### (1)管理組合の運営に関する質問

○質問1-1 管理者等を定めていますか？

回答	回答数	割合
1 定めている。	20	100.0%
2 定めていない	0	0.0%
合計	20	-

○質問1-2 管理者等を定めていることが書面で確認できますか？

回答	回答数	割合
1 管理規約に定めており、理事会の議事録で確認できる。	19	95.0%
2 管理規約に定めていないが、総会の議事録で確認できる。	1	5.0%
3 管理規約に定めておらず、議事録等の書面の記録はない。	0	0.0%
4 その他	0	0.0%
合計	20	-

○質問2-1 監事を選任していますか？

回答	回答数	割合
1 選任している。	20	100.0%
2 選任していない。	0	0.0%
合計	20	-

○質問2-2 監事を選任していることが、書面で確認できますか？

回答	回答数	割合
1 管理規約に定めており、総会又は理事会の議事録で選任したことが確認できる。	19	95.0%
2 管理規約に定めていないが、総会の議事録で選任したことが確認できる。	1	5.0%
3 管理規約に定めておらず、議事録等の書面の記録はない。	0	0.0%
4 その他	0	0.0%
合計	20	-

○質問3-1 総会を年1回以上開催していますか？

回答	回答数	割合
1 開催している。	20	100.0%
2 開催していない。	0	0.0%
合計	20	-

○質問3-2 総会を年1回以上開催していることが書面で確認できますか？

回答	回答数	割合
1 直近に開催された総会の議事録で確認できる。	20	100.0%
2 年1回以上開催しているが、書面で記録を残していない。	0	0.0%
3 その他	0	0.0%
合計	20	-

○質問3-3 総会を年1回以上開催していない理由を、1つ選択してください。

回答	回答数	割合
1 総会を年1回開催できなかった場合の措置が図られたことを確認できる書類がある。	0	
2 数年に一度程度の開催である。	0	
3 総会を開催したことがない。	0	
4 その他	0	
合計	0	-

## (2)管理規約の運営に関する質問

○質問4 管理規約を作成していますか？

回答	回答数	割合
1 管理規約を作成しており、管理規約を開示できる状況にある。	20	100.0%
2 管理規約を作成しているが、紛失等により開示できる状況にない。	0	0.0%
3 管理規約を作成していない。	0	0.0%
4 その他	0	0.0%
合計	20	-

○質問5 管理規約に『災害等の緊急時や管理上必要な時の専有部の立ち入りについての規定』及び『修繕等の履歴情報の管理等についての規定』を定めていますか？

回答	回答数	割合
1 2つの規定とも管理規約に定めており、該当箇所を開示できる。	10	50.0%
2 2つの規定のうち1つの規定を管理規約は定めており、該当箇所を開示できる。	5	25.0%
3 2つの規定とも管理規約に定めていない。	4	20.0%
4 その他	1	5.0%
合計	20	-

・その他の回答

2つとも管理規約に定めているが、マンション標準管理規約(単棟型)の第23条第4項及び第32条第6項に相当する規定が管理規約に記載されていない

※参考 マンション標準管理規約(単棟型)

(必要箇所への立入り)

第23条 前2条により管理を行う者は、管理を行うために必要な範囲内において、他の者が管理する専有部分又は専用使用部分への立入りを請求することができる。

2 前項により立入りを請求された者は、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。

3 前項の場合において、正当な理由なく立入りを拒否した者は、その結果生じた損害を賠償しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、理事長は、災害、事故等が発生した場合であって、緊急に立ち入らないと共用部分等又は他の専有部分に対して物理的に又は機能上重大な影響を与えるおそれがあるときは、専有部分又は専用使用部分に自ら立ち入り、又は委任した者に立ち入らせることができる

5 立入りをした者は、速やかに立入りをした箇所を原状に復さなければならない。

(業務)

第32条 管理組合は、建物並びにその敷地及び附属施設の管理のため、次の各号に掲げる業務を行う。

一 ～ 五 (省略)

六 修繕等の履歴情報の整理及び管理等

七 ～ 十五 (省略)

○質問6 管理規約に管理状況に係る情報取得の円滑化のため、『管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付(または電子交付)についての規定』を定めていますか？

回答	回答数	割合
1 管理規約に定めており、該当箇所を開示できる。	16	80.0%
2 管理規約に定めていない。	1	5.0%
3 その他	3	15.0%
合計	20	-

・その他の回答

管理規約に定めているが、マンション標準管理規約(単棟型)の第64条第2項及び同条第3項に相当する規定が管理規約に記載されていない

※参考 マンション標準管理規約(単棟型)

**(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合**

(帳票類等の作成、保管)

第64条 理事長は、会計帳簿、什器備品台帳、組合員名簿及びその他の帳票類を作成して保管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による請求があったときは、これらを開覧させなければならない。この場合において、開覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

2 理事長は、第32条第三号の長期修繕計画書、同条第五号の設計図書及び同条第六号の修繕等の履歴情報を保管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による請求があったときは、これらを開覧させなければならない。この場合において、開覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

3 理事長は、第49条第3項(第53条第4項において準用される場合を含む。)、本条第1項及び第2項並びに第72条第2項及び第4項の規定により開覧の対象とされる管理組合の財務・管理に関する情報については、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による請求に基づき、当該請求をした者が求める情報を記入した書面を交付することができる。この場合において、理事長は、交付の相手方にその費用を負担させることができる。

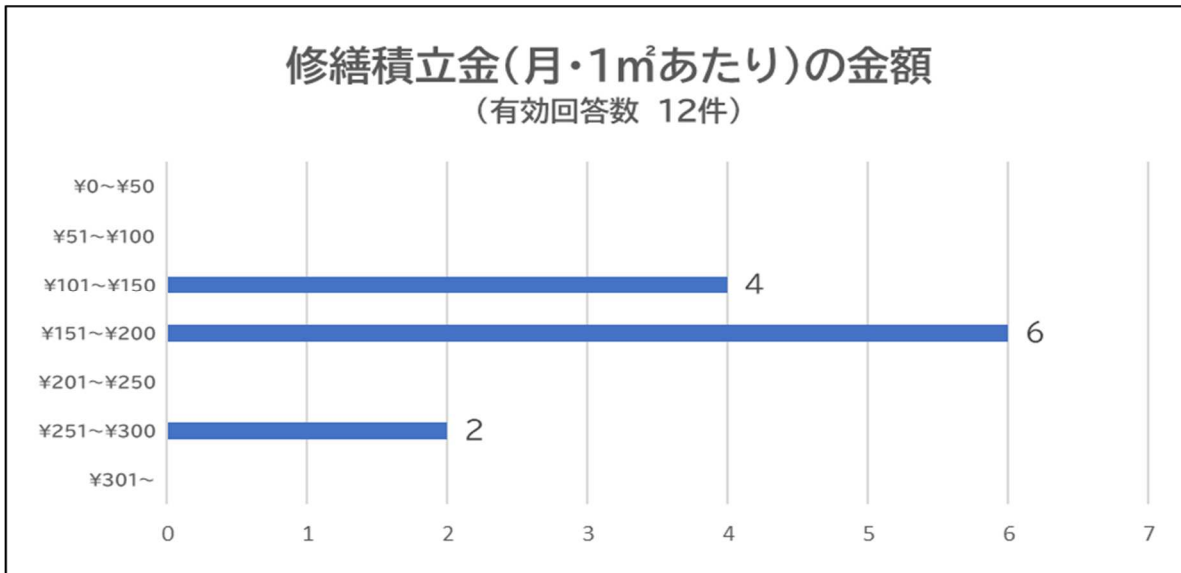
記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、理事長は、交付の相手方にその費用を負担させることができる。

4 電磁的記録により作成された書類等の開覧については、第49条第5項に定める議事録の開覧に関する規定を準用する。

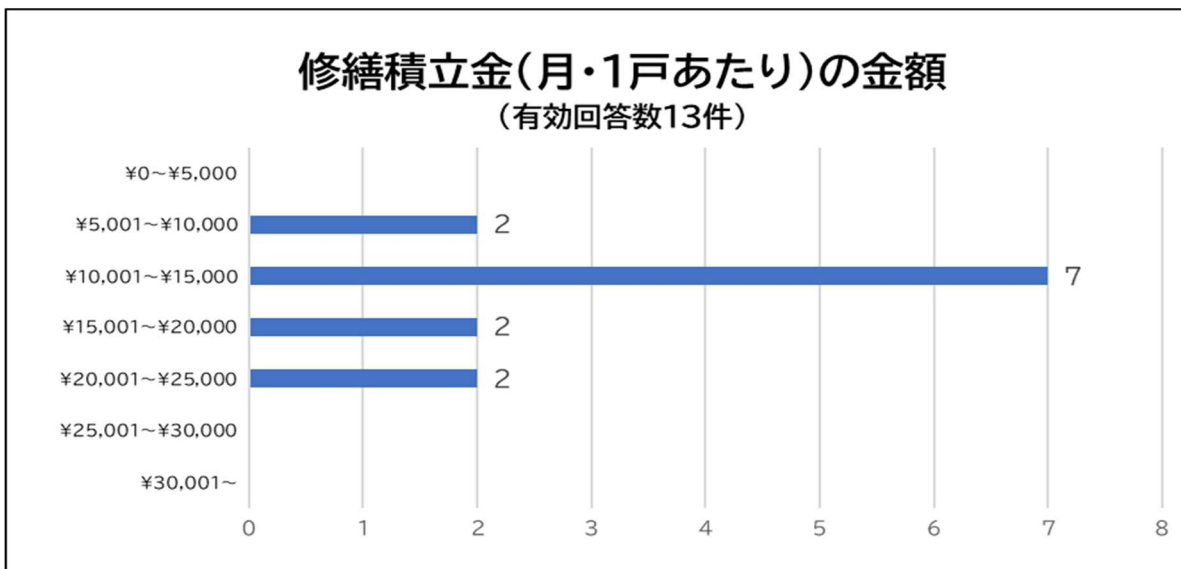
### (3) 管理組合の経理に関する質問

○質問7 修繕積立金を積み立てていますか？

回答	回答数	割合
1 積み立てている	20	100.0%
2 積み立てていない	0	0.0%
合計	20	-



※ 修繕積立金(月・1㎡あたり)の金額の平均値¥180、中央値は¥159 となりました。



※ 修繕積立金(月・1戸あたり)の金額の平均値¥13,850、中央値は¥12,116 となりました。

※ 今回のアンケートで調査した修繕積立金の金額は、マンションの階数やエレベーターの有無等の諸条件を加味したものではなく、単純集計したものであるため、修繕積立金が他のマンションより高いか安いのかを比較するための判断材料にはなりませんので、予めご了承ください。



○質問8 管理費及び修繕積立金等を明確に区分して経理が行われていますか？

回答	回答数	割合
1 明確に区分できており、直近の総会で決議された管理組合の貸借対照表と収支計算書を開示することができる。	20	100.0%
2 明確に区分して経理ができていない。	0	0.0%
3 明確に区分して経理ができていないかどうか分からない。	0	0.0%
4 その他	0	0.0%
合計	20	-

○質問9 修繕積立金会計から他の会計へ充当(支出)していますか？

回答	回答数	割合
1 修繕積立金会計から他の会計へ充当しておらず、直近の総会で決議された管理組合の貸借対照表と収支計算書を開示することができる。	18	90.0%
2 修繕積立金会計から他の会計へ充当している。	2	10.0%
3 修繕積立金会計から他の会計へ充当しているかどうか分からない。	0	0.0%
4 その他	0	0.0%
合計	20	-

○質問10 直前の事業年度の終了日時点における修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額が全体の1割以内になっていますか？下記の算定方法を参考に回答してください。

(算定方法)

直前の事業年度において各戸から徴収すべき修繕積立金の総額 A円  
 直前の事業年度において滞納期間が3ヶ月以上の滞納が生じている修繕積立金 B円  
 【3ヶ月以上の滞納額割合】=  $B \div A \times 100$  ←この数値が1割以内になっているかを確認

回答	回答数	割合
1 1割以内になっており、直近の総会で決議された管理組合の貸借対照表、収支計算書、及び直前の事業年度の各月の修繕積立金の滞納額を確認でき、それらの書類を開示することができる。	18	90.0%
2 1割を超えている。	0	0.0%
3 A又はBの金額が把握できていない。	1	5.0%
4 その他	1	5.0%
合計	20	-

・その他の回答

滞納金総額(管理費・修繕積立金・水道料金・その他)で把握している

#### (4)長期修繕計画の作成及び見直し等に関する質問

○質問11 長期修繕計画を作成していますか？作成している場合は、長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠して作成されていますか？

回答	回答数	割合
1 「長期修繕計画標準様式」に準拠して作成しており、長期修繕計画を開示できる。	14	70.0%
2 長期修繕計画を作成しているが、「長期修繕計画標準様式」に準拠していない。	1	5.0%
3 長期修繕計画を作成しているが、「長期修繕計画標準様式」に準拠しているかは不明。	3	15.0%
4 長期修繕計画を作成していない。	2	10.0%
5 その他	0	0.0%
合計	20	-

○質問12 長期修繕計画の内容やこれに基づいて算出された修繕積立金の金額について総会で決議していますか？

回答	回答数	割合
1 総会で決議しており、総会の議事録から、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算出された修繕積立金額について議決を経ていることが確認できる。	17	94.4%
2 管理規約の議決事項に定めているものの、総会ではなく理事会の決定事項として運用している。	0	0.0%
3 管理規約の議決事項に定めておらず、総会ではなく理事会の決定事項として運用している。	1	5.6%
4 管理規約の議決事項に定めておらず、作成当時の資料もないため、どのように意思決定したか不明である。	0	0.0%
5 その他	0	0.0%
合計	18	-

○質問13 長期修繕計画の作成または見直しを7年以内に行っていますか？

回答	回答数	割合
1 長期修繕計画の作成または見直しを7年以内に見直しを行っており、総会の議事録から長期修繕計画の内容及び修繕積立金額について議決を経ていることが確認できる。	14	77.8%
2 直近8年以上見直しを行っていない。	1	5.6%
3 見直しを行ったが、その時期が不明である。	1	5.6%
4 作成した当初から全く見直しを行っていない。	0	0.0%
5 その他	2	11.1%
合計	18	-

・その他の回答

現在見直しを行っている。(前回は2009年6月に作成)

7年以内に見直しを行っているが、総会の議決を経していない

○質問14 長期修繕計画の実効性を確保するために計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含むように設定していますか？

回答	回答数	割合
1 計画期間30年以上で、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含むよう設定している。	13	72.2%
2 計画期間30年以上であるが、残存期間内の大規模修繕工事が2回未満である。	0	0.0%
3 計画期間30年未満であるが、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含むよう設定している。	3	16.7%
4 計画期間30年未満で、残存期間内の大規模修繕工事が2回未満の設定である。	2	11.1%
5 その他	0	0.0%
合計	18	-

○質問15 長期修繕計画を作成している場合、長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していますか？

回答	回答数	割合
1 一時的な修繕積立金の徴収は予定しておらず、長期修繕計画から予定がないことを確認できる。	15	83.3%
2 将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定している。	3	16.7%
3 その他	0	0.0%
合計	18	-

○質問16 長期修繕計画の『計画期間全体における修繕積立金の平均額(円/㎡・月)』が『著しく低額』となっていますか？

回答	回答数	割合
1 計画期間全体における修繕積立金の平均額(円/㎡・月)が下限値を上回っており、長期修繕計画を開示できる。	9	50.0%
2 上記の下限値を下回っているが、建替えを予定しているなど特段の理由があり、専門家からの修繕積立金の平均額が著しく低額でない旨の理由書を用意することができる。	0	0.0%
3 上記の下限値を下回っているが、建替えを予定しているなど特段の理由もない。	5	27.8%
4 その他	4	22.2%
合計	18	-

・その他の回答

詳細を把握していない。

現在見直し中であり、大規模修繕等に対し万全の計画を立案する予定である

下限値を下回っているが、今後対応策を検討予定

○質問17 計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっていますか？

回答	回答数	割合
1 計画期間内に借入の予定がない長期修繕計画となっている。	15	83.3%
2 借入がある、又は借入の予定があるが、計画期間の最終年度に借入金の残高が予定されていない長期修繕計画となっている。	0	0.0%
3 計画期間の最終年度において、借入金の残高がある長期修繕計画となっている。	1	5.6%
4 その他	2	11.1%
合計	18	-

・その他の回答

現在、長期修繕計画を見直し中であり、最終年度には借入金がないようにする予定である

2025年から1㎡あたりの修繕積立金を改訂する事になっており、修繕と補修を効果的に使い分けるとともに、今後も5年ごとに長期修繕計画を見直す予定である

## (5)その他の事項

○質問18-1 マンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えていますか？

回答	回答数	割合
1 組合印名簿と居住者名簿の両方を備えている。	18	90.0%
2 組合員名簿のみ備えている。	1	5.0%
3 居住者名簿のみ備えている。	0	0.0%
4 全く名簿を備えていない。	1	5.0%
合計	20	-

○質問18-2 組合員名簿、居住者名簿を備えている場合、1年に1回以上は内容の確認を行っていますか？

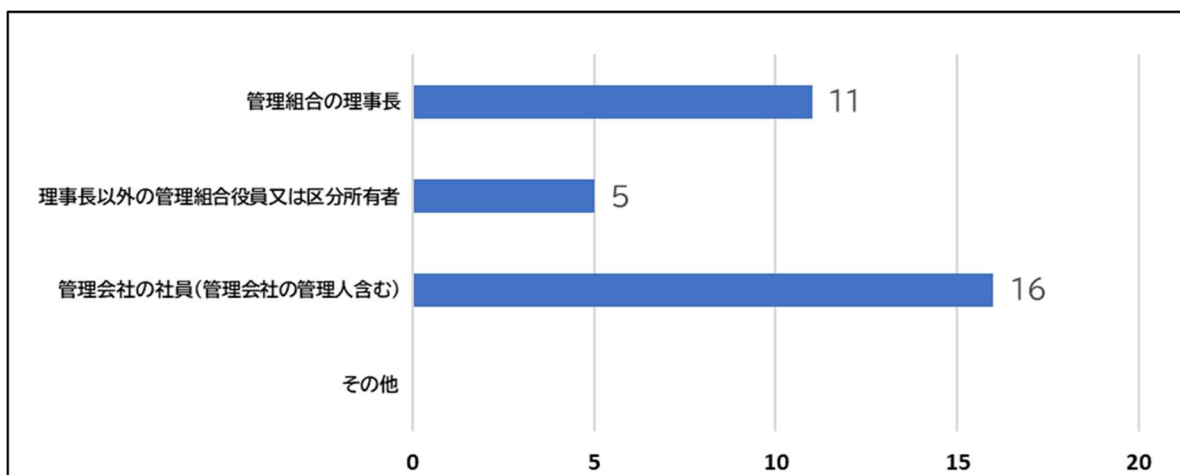
回答	回答数	割合
1 組合員名簿と居住者名簿の両方ともに1年に1回以上は内容の確認を行っている。	9	47.4%
2 組合員名簿のみ、1年に1回以上は内容の確認を行っている。	3	15.8%
3 居住者名簿のみ、1年に1回以上は内容の確認を行っている。	0	0.0%
4 組合員名簿と居住者名簿の両方ともに1年に1回以上は内容の確認を行っていない。	7	36.8%
合計	19	-

○質問19 マンションの管理形態について教えてください。

回答	回答数	割合
1 管理会社にすべて委託している。	16	80.0%
2 管理会社に一部の業務を委託している。	4	20.0%
3 委託せず、自主管理している。	0	0.0%
4 その他	0	0.0%
合計	20	-

○質問20 アンケートを回答された方について教えてください。複数人で回答を作成された場合は、関わった方の全員を選択してください。(複数選択可)

回答	回答数	割合
1 管理組合の理事長	11	-
2 理事長以外の管理組合役員又は区分所有者	5	-
3 管理会社の社員(管理会社の管理人含む)	16	-
4 その他	0	-
合計	32	-



## 4.管理計画認定制度の認定基準一覧と認定基準を満たす管理組合の割合について

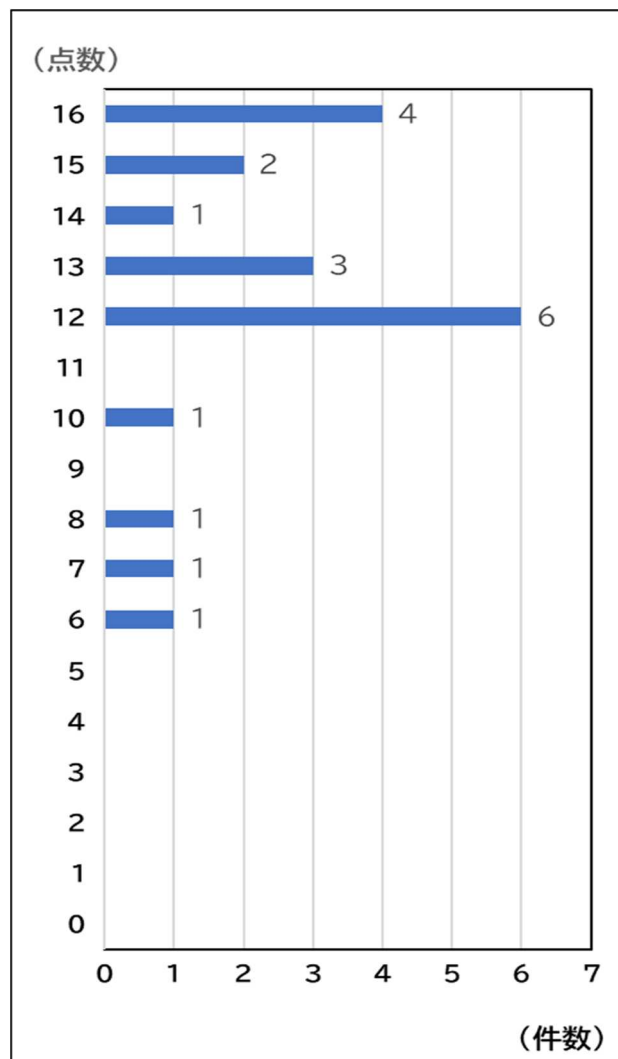
### ○認定基準の項目ごとの集計

認定基準		本アンケートの 設問設定	認定基準を満たす 管理組合の割合	回答数	基準を満たす 組合数
(1)管理組合の運営					
①	管理者等が定められていること	質問1-1、1-2	100.0%	20	20
②	監事が選任されていること	質問2-1、2-2	100.0%	20	20
③	総会が年1回以上開催されていること	質問3-1、3-2、3-3	100.0%	20	20
(2)管理規約					
①	管理規約が作成されていること	質問4	100.0%	20	20
②	管理規約において、災害時等の緊急時や管理上必要な時の専有部分の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること	質問5	50.0%	20	10
③	管理規約において、管理状況の情報取得の円滑化のため、管理組合の財務・管理に関する情報の書面交付(または電子交付)について定められていること	質問6	80.0%	20	16
(3)管理組合の経理					
①	管理費および修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること	質問8	100.0%	20	20
②	修繕積立金の会計から他の会計への充当がされていないこと	質問9	90.0%	20	18
③	直前の事業年度の終了日時点における修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額が全体の1割以内であること	質問10	90.0%	20	18
(4)長期修繕計画の作成および見直し等					
①	長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容およびこれに基づき算定された修繕積立金額について総会にて決議されていること	質問11、12	77.8%	18	14
②	長期修繕計画の作成または見直しが7年以内に行われていること	質問13	77.8%	18	14
③	計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるように設定されていること	質問14	72.2%	18	13
④	将来における一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと	質問15	83.3%	18	15
⑤	長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと	質問16	50.0%	18	9
⑥	長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない計画となっていること	質問17	83.3%	18	15
(5)その他					
①	管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡先に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えるとともに、1年に1回以上は内容の確認を行っていること	質問18-1、18-2	45.0%	20	9

※ 認定基準を満たしていない管理組合が多い3つの項目(50.0%以下)には着色をしています。

○認定基準の各項目を点数化した場合の集計(※認定基準を満たす場合を1点とする)

点数	該当する 管理組物件数	割合
16	4	20.0%
15	2	10.0%
14	1	5.0%
13	3	15.0%
12	6	30.0%
11	0	0.0%
10	1	5.0%
9	0	0.0%
8	1	5.0%
7	1	5.0%
6	1	5.0%
5	0	0.0%
4	0	0.0%
3	0	0.0%
2	0	0.0%
1	0	0.0%
0	0	0.0%
合計	20	-



(平均値:12.5点、中央値:12.5点)

- ※ 平均値及び中央値ともに12.5点となりました。12点以上が16件(80.0%)、10点以下が4件(20.0%)となり、認定基準を全て満たす管理組合(16点)は4件(20.0%)という結果となりました。
- ※ 「概ね管理が適正に行われている管理組合」(管理計画の認定基準のうち、下記に示す8項目を満たす管理組合)は45.0%(9件/20件)という結果となりました。

- (1)-① 管理者等が定められていること
- (1)-③ 総会が年に一回以上開催されていること
- (2)-① 管理規約が作成されていること
- (3)-① 管理費及び修繕積立金が明確に区分して経理が行われていること
- (3)-② 修繕積立金の会計から他の会計への充当がされていないこと
- (3)-③ 修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額が全体の1割以内であること
- (4)-② 長期修繕計画の作成又は見直しが7年以内に行われていること
- (4)-⑤ 長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積



## 5.調査結果のまとめ

今回実施したアンケート調査の回収率は44.4%という結果となりました。令和2年度に奈良県マンション管理組合連合会が主体となり奈良県と連携して、県内分譲マンション管理組合を対象に実施した「奈良県分譲マンション管理の実態調査」では、回収率が30%(対象とした管理組合700件のうち211件を回収)であったことから、県内でも本市の管理組合がマンション管理に対する関心が高いことがわかりました。

その一方で、未回収の管理組合が25件と、半数以上の管理組合の状況を把握することができませんでした。これらの管理組合のなかにも、管理上の課題を抱えている管理組合が多数存在することが考えられますので、引き続き、市ホームページ・広報誌等を活用して、マンションの管理適正化に関する普及・啓発を進める必要があります。

また、管理計画認定制度の認定基準相当の管理組合は4件(20.0%)に留まることがわかりました。認定基準を満たさない管理組合が大半を占めることは問題ではありますが、本アンケートは管理計画認定制度の認定基準に基づき作成していることから、管理状況と認定基準を照らし合わせることが可能で、マンションの管理上の課題を把握することができます。取り組むべき課題が把握できれば、今後、各管理組合で改善に向けた取り組みが実施されることが期待されます。

さらに、今回の調査結果では、下記の3つの認定基準に関する事項で、認定基準を満たす管理組合の割合が50%以下であることが明らかになりました。

### ○認定基準を満たす管理組合の割合が50%以下である認定基準

本アンケートの設問設定	認定基準	認定基準を満たす管理組合の割合
質問5	管理規約において、災害時等の緊急時や管理上必要な時の専有部分の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること	50.0%
質問16	長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと	50.0%
質問18-1、18-2	管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡先に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えるとともに、1年に1回以上は内容の確認を行っていること	45.0%

質問5の専有部分の立ち入りに関する規定については、大和郡山市周辺で大規模災害が発生していないことで、その必要性が認識されにくいものと推察されるため、認定基準を満たす管理組合の割合が低い割合となりました。火災等の緊急時に迅速かつ円滑に適切な措置を行ううえで、必要なものとなります。また、火災や大規模災害が発生した場合は、安否確認の取れない住戸に対して、専有部分への立ち入りに関する規定に基づいて、安否確認のために立ち入る等の運用が想定されます。

修繕積立金を積み立てている管理組合の割合は100%(質問7)、長期修繕計画を作成している管理組合の割合が90%(質問11)と高い割合であることに対して、質問16の修繕積立金の平均額が著しく低額でないと回答した管理組合は50%と低い割合となり、算出方法が複雑であるた

め、詳細を把握していないと回答した管理組合もありました。

修繕積立金は、長期修繕計画から今後必要となる工事費の総額を把握し、そのうえで計画的に積み立てるものであるため、長期修繕計画と修繕積立金の設定金額は整合性がとられていることが求められます。複数の管理組合で修繕積立金の改訂を検討するという回答がありましたので、今後改善に向けた取り組みが期待されます。

組合員名簿については、マンション管理組合が法人化されている場合、区分所有法で作成が義務付けられていますが、その一方、居住者名簿については法令等で作成が義務付けられていません。そのことも影響し、質問18の名簿の整備については、認定基準を満たす管理組合の割合が45%と低い割合となりました。

マンションの管理組合は「個人情報取扱事業者」に該当するため、あらかじめ個人情報の利用目的を公表し、組合員名簿・居住者名簿それぞれの取り扱いに関する細則等の一定のルールを定めておく必要があります。加えて、年次更新の規定についても定めておくことで、災害時等の安否確認に有効であることが考えられます。

今回の調査結果については、令和5年6月に策定した「大和郡山市マンション管理適正化推進計画」に反映し、同計画の一部を改訂することを予定しています。今後、同計画のなかで施策の方向性を示すことで、市内分譲マンション管理の適正化を推進していきます。

#### ※参考ホームページ

- ・奈良県分譲マンション管理実態調査について(奈良県 ホームページ)

<https://www.pref.nara.jp/61234.htm>

- ・マンション標準管理規約(単棟型)及び同規約コメント(国土交通省 ホームページ)

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001417732.pdf>

- ・長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン・同コメント(国土交通省 ホームページ)

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001600130.pdf>

- ・マンションの修繕積立金に関するガイドライン(国土交通省 ホームページ)

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001600153.pdf>